

市民ふれあい農園開設等支援事業

補助金の手引き



令和8年5月

安城市 産業部 農務課

目 次

1	補助制度の概要	・ ・ ・ ・ ・	1
2	補助基準及び留意事項	・ ・ ・ ・ ・	2
3	開設手順及び補助金の事務手続きの流れ	・ ・ ・ ・ ・	5
4	提出書類作成上の留意事項	・ ・ ・ ・ ・	9
□	規則・要綱		
1	安城市補助金等の予算執行に関する規則	・ ・ ・ ・ ・	1 1
2	安城市農業振興対策事業補助金交付要綱 （市民ふれあい農園開設等支援事業）	・ ・ ・ ・ ・	1 6
□	様式		
1	補助金等交付申請書（規則様式第1）	・ ・ ・ ・ ・	2 2
2	補助事業等実績報告書（規則様式第4）	・ ・ ・ ・ ・	2 3
3	補助金等交付請求書（規則様式第6）	・ ・ ・ ・ ・	2 4
4	事業計画書	・ ・ ・ ・ ・	2 5
5	事業報告書	・ ・ ・ ・ ・	2 6
6	安城市税に関する納付状況資料閲覧同意書（要綱様式第1）	・ ・ ・ ・ ・	2 7

市民ふれあい農園開設等支援事業　－　補助制度の概要

1　目的

農家等が開設する市民ふれあい農園の整備又は拡充を財政的に支援することにより、「農」を介した市民の交流を促進するとともに、農業体験を通して食料と農業に関する理解を深めることにより、本市の農業の持続可能な発展と優良農地の保全を図る。

2　制度の内容

(1)　要件

次の要件全てに該当する市民農園の新規開設又は既設農園の改修

ア　市民農園整備促進法、特定農地貸付法、都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）のいずれかに基づく開設

（農家が開設する場合は、農園利用方式も対象とする。）

イ　市域内で位置、地形、規模（概ね500㎡以上）等が適当

ウ　5年間以上継続して開園

エ　定期的に栽培指導を行うとともに、自立的に管理運営ができること

オ　集落の農業的土地利用及び周辺地域の生活環境に支障を生じないこと

カ　その他市長が別に定める基準に適合すること

(2)　対象者　開設者

(3)　対象経費

市民農園の開設又は改修に要する次の経費

ア　農園整備費　農地改良、造成、整地、区画割、駐車場整備

イ　施設整備費　給排水施設、看板設置、農機具収納施設、農機具購入　等

ウ　広報費　　P R ちらし印刷費、広告宣伝費

(4)　補助金額

補助対象経費の1／2以内　（上限額は、1農園当たり80万円）

(5)　施行日　平成25年4月1日

補助基準及び留意事項

1 要件について

(1) 開設形態

市民農園の適切な管理及び自立的な経営を確保するため、市民農園整備促進法、特定農地貸付法、都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）のいずれかに基づき開設すること。

ただし、農家（農地所有者）が開設する場合については、農園利用方式も補助対象とする。

(2) 位置・地形

利用者の交通利便性、道路や用排水施設の整備状況、周辺農用地の利用集積計画の推進、当該集落の水田農業政策（水稻及び生産調整・転作団地の形成）、優良農地の集団性の確保等を充分考慮した上で、農地政策及び地域の農業者の農業経営に支障を及ぼさない位置及び地形であること。

(3) 規模

概ね500㎡以上とする。

これは、周辺農用地の利用状況、利用者数の予測等地域の実情に即した上で、交流の場としての機能を確保するためにはある程度の規模が必要であるため。

(4) 事業期間

5年以上継続して開設及び運営すること。

これは、公的な財政支援の効用並びに農業体験を通じた市民の交流促進、食農学習等の事業効果を一定期間確保する必要があるため。

(5) 施設

ア 1区画の面積は、原則として20～30㎡とする。

必要に応じて境界杭等により区画を明確にし、かつ標識板を設置すること。

イ 耕うん、客土その他の土壌改良を適切に行うこと。

ウ 農園を表示する看板を設置すること。

エ 必要な園内通路を設置すること。

オ 給水施設（農業用水、上水道、井戸水）及び排水施設を設置すること。

カ 簡易な農機具収納施設の設置並びに農具や肥料等の常備に努めること。

キ 柵等により農園の隣接地との境界を明確にすること。

ク その他農園農地の保全又は利用上必要な施設を設置すること。

(6) 管理・運営

- ア 農園施設は常に適切に管理するとともに、空き区画が生じた場合についても開設者が除草等を行うことにより施設の維持管理を徹底しなければならない。
- イ 一連の農作業において、農業の基礎知識、栽培技術、農薬の使用基準、農機具の操作方法等について定期的に指導や講習会を実施すること。
- ウ 市民同士のふれあいの場となるよう定期的な交流イベント(収穫祭、食事会、品評会、直売市 等)の開催に努めること。
- エ 土づくりでは、例えば入園者の家庭から出た生ごみを使った堆肥を活用するなど資源の循環利用に積極的に努めること。

(7) 土地利用

- ア 周辺地域の生活環境並びに道路交通に支障を及ぼさないこと。
- イ 周辺の道路、上下水道等の公共施設の有する機能に支障を及ぼさないこと。
- ウ 農園の所在する集落における総合的な農用地の利用調整(農地の利用集積、転作団地の形成 他)、及び「農地・水・環境保全向上対策事業」(共同活動、営農活動)に支障を及ぼさないこと。
- エ 周辺地域における担い手の農業経営に支障を及ぼさないこと。

2 対象者について

補助金の交付対象者は、開設者とする。

3 対象経費について

補助対象経費は、市民農園の開設又は改修に要する次の経費とする。

種 別	対 象 経 費
農園整備費	農地改良、造成、整地、区画割、駐車場整備
施設整備費	給水及び排水施設、看板(農園、区画割)、便所、休憩施設、農機具収納施設、農機具の購入費
広報費	P R ちらし等の印刷費、広告宣伝費

4 補助金額について

補助対象経費の2分の1以内の額とする。(上限額は、1農園当たり80万円)

5 その他留意事項

- (1) 開設年度から起算して5年間は、事業の運営状況を確認するため、「運営状況報告書」を毎年度末までに提出しなければならない。
- (2) 農園施設の整備に当たっては、農地法、農業振興地域の整備に関する法律及び都市計画法など関係法令に基づき必要な手続きを行わなければならない。
- (3) 同一開設者に対する補助は、1年1箇所までとする。2箇所目以降については、既開設農園の事業実績を考慮した上で次年度以降の補助の適否を決定する。
- (4) 当該農園の整備費に対して、別に何らかの公的支援を受けている場合については、当補助金は交付しない。
- (5) 「安城市補助金等の予算執行に関する規則」第10条の規定に基づき、補助金を交付目的以外に使用したり、当補助基準に違反したときなどは、補助金を返還しなければならない。

開設手順及び補助金の事務手続きの流れ

《開設手順》

開設方法の検討

市民農園整備促進法、特定農地貸付法、都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）、農園利用方式

開設場所の選定

立地条件、給排水施設、アクセス、駐車場

市民農園の設計

需要予測、農園規模、区画面積、区画数、施設配置、設備、農機具、利用条件、栽培指導計画、経営方針、管理・運営体制 等

集落等との調整

農用地の利用集積、水稻の転作団地、農薬の飛散防止策 他

開設手続き

□法手続き

i) 市民農園整備促進法の場合

（行政）市民農園区域の指定

→ 農業委員会（決定） → 県（同意） → 市（公表・告示）

「市民農園開設認定申請書」、「市民農園整備運営計画書」作成、市へ提出

→ 農業委員会（決定） → 県（同意） → 市（認定）

ii) 特定農地貸付法の場合

「貸付協定」締結（J A以外が開設）－ 開設者＋市＋農地中間管理機構

「貸付規程」承認申請 → 農業委員会（承認）

iii) 都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）の場合

「貸付協定」締結（J A以外が開設）－ 開設者＋市

「貸付規程」承認申請 → 農業委員会（承認）

iv) 農園利用方式の場合

「農園利用契約」の締結

□市補助金 補助金交付申請 → 補助金交付決定・通知

開設準備

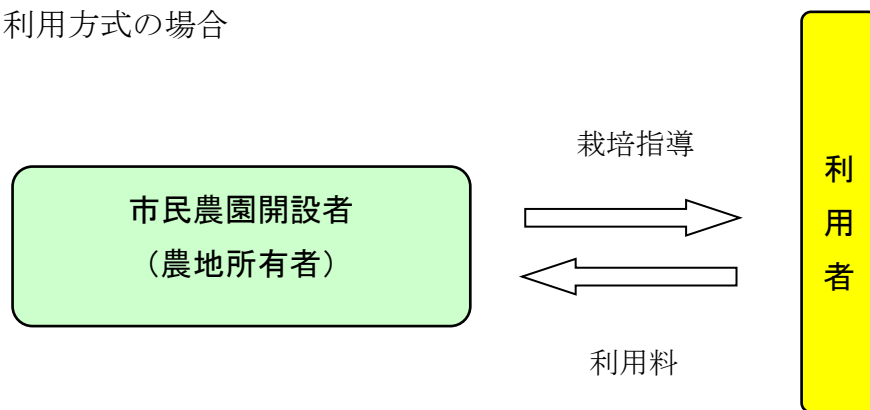
農地の整備等、利用者の公募、備品等の調達 他

開 園

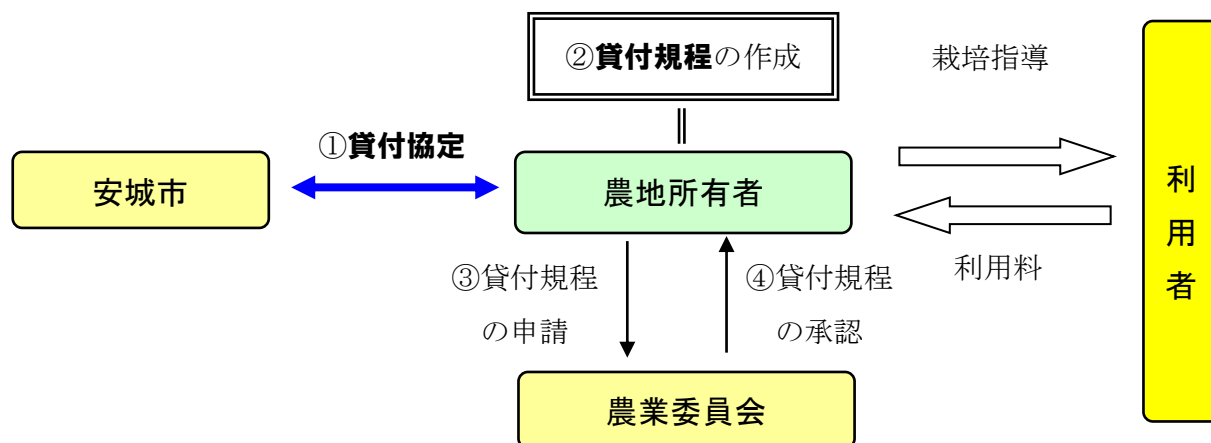
《開設形態モデル》

I 農家（農地所有者）が開設する場合 ⇒ 農園利用方式又は特定農地貸付法

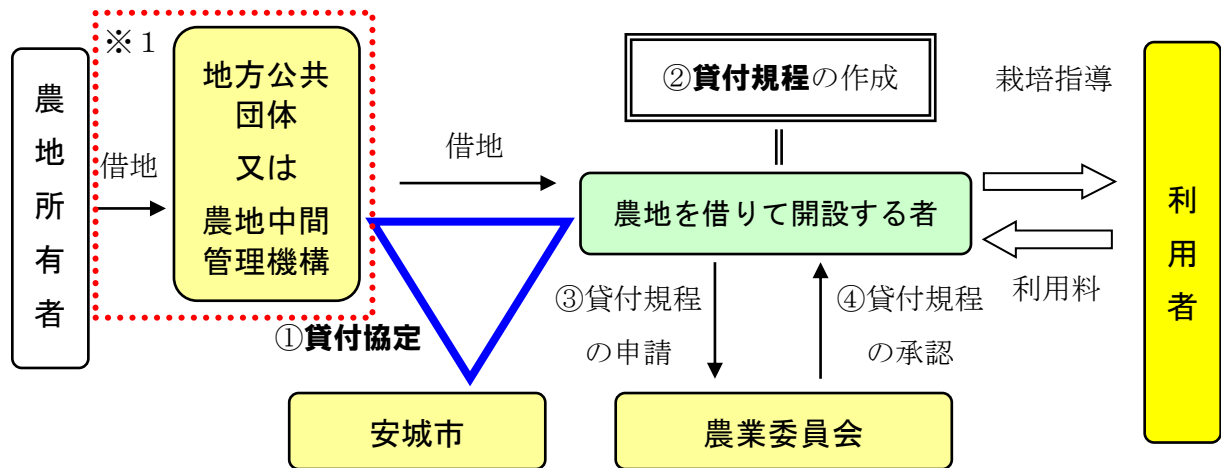
農園利用方式の場合



特定農地貸付法の場合

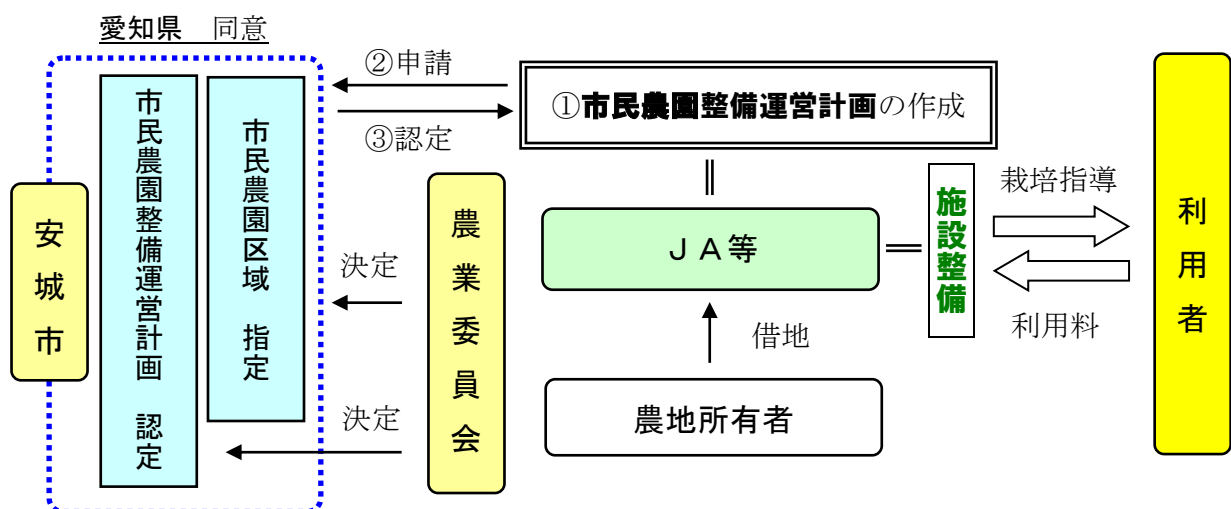


Ⅱ 農地を借りて開設する場合 ⇒ 特定農地貸付法又は都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）



※1 都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）の場合は赤枠部分の手続きは不要

Ⅲ J A等が開設する場合 ⇒ 市民農園整備促進法



《補助金 事務手続きの流れ》

* 市民農園整備促進法に基づく「認定」、又は特定農地貸付法に基づく「承認」、
若しくは都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）に基づく「承認」後

交付申請

- 提出期日 開設予定日の 30 日前まで
- 提出書類 「補助金等交付申請書」（規則様式第 1）
「事業計画書」
収支予算書
安城市税に関する納付状況資料閲覧同意書（要綱様式第 1）
- 添付資料 位置図（1/2500 都市計画基本図）
公図又は土地整理図
施設の計画平面図
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
事業費の見積書の写し
* 認定通知の写し（市民農園整備促進法による場合）
* 承認通知の写し（特定農地貸付法、又は都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）による場合）

交付決定

市 ⇒ 申請者 「補助金等交付決定通知書」

事業実施

実績報告

- 提出期日 次の期日の早い方
開設後 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日
- 提出書類 「補助事業等実績報告書」（規則様式第 4）
「事業報告書」
- 添付資料 写真
事業費の請求書及び領収書の写し

交付請求

- 提出期日 市で実績報告内容を確認後
- 提出書類 「補助金等交付請求書」（規則様式第 6）

運営状況報告

（5 年間 毎年度末までに「運営状況報告書」を提出）

提出書類作成上の留意事項

1 交付申請

(1)「交付申請書」は、開設予定日の30日前までに提出すること。

(2)「事業計画書」について

ア 「開設主体」が法人の場合は、法人の登記事項証明書、定款及び申請事業の意思決定を確認できる会議録等を提出すること。

イ 農園の計画地が複数の筆に及ぶ場合は、必要に応じて別紙として「土地明細書」を添付すること。

ウ 「事業内容」は、経費の種別（農園整備費・施設整備費・広報費）ごとに予定している工事、備品調達等の内容及びその金額をできるだけ詳細に記載すること。また当該事業費は、見積書の金額と必ず一致すること。

エ 「栽培指導・講習計画」は、年間作付計画、講習会日程、指導内容、指導体制等を記載すること。

オ 「交流イベント計画」は、収穫祭、食事会、品評会等のイベント名、実施時期、対象者等を記載すること。

カ 「管理運営方法」は、開設者（個人・法人）の運営体制、農園内の利用者の安全確保対策、周辺地域の良好な生活環境の維持方策、空き区画が発生した場合の対処方法等を記載すること。

2 実績報告

(1)「実績報告書」は、事業完了後（農園開設後）20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出すること。

(2)「事業報告書」について

ア 「決算額」

収入は、自己資金、借入金、寄付金の額を記載すること。

支出は、農園整備費・施設整備費・広報費ごとの総額を記載すること。

イ 「事業実績」

農園整備費・施設整備費・広報費ごとに、支出明細を記載すること。支出額は、請求書明細の金額と必ず一致すること。

ウ 写真は、各補助対象施設等が全て確認できるよう複数枚提出すること。また、広報用ちらし等の印刷物については実物を提出すること。

3 その他

「運営状況報告書」を5年間毎年度末に提出すること。（任意の報告書様式で可）

規 則 ・ 要 綱

安城市補助金等の予算執行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に別段の定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金、助成金又は交付金

(2) その他相当の反対給付を受けない給付金で、市長が定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(責務)

第3条 部課等の長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、規則及び予算の定めるところに従い、公正かつ効率的に使用することにより、市における産業の育成及び発展又は市民の福祉に寄与し、市行政に貢献するよう努めなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等が税その他貴重な財源により賄われていることに留意し、交付の目的に従って誠実に補助事業等を行い、事業効果を上げるよう努めなければならない。

(交付申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により補助金等の交付申請があったときは、当該申請に係る書類審査及び必要に応じて行う実態調査等により、補助事業等の目的、内容、金額の算定の適否及び予算の定めるところに違反しないかどうかを調査し、補助金等の交付を適当と認めるときは、速やかに、交付の決定をし、補助金等交付決定通知書（様式第2）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金等の交付の決定をする場合において、市長は、補助事業

等の交付の目的を達成するため条件を付することができる。

(補助事業等の施行)

第6条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に従い善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うとともに、補助金等を他の用途に使用してはならない。

(計画変更)

第7条 補助金等の交付申請をした者が、第5条の規定により補助金等の交付決定を受けた後において、当該事業の計画を変更する場合（廃止し、又は中止する場合を含む。）は、直ちに市長に補助事業等計画変更申請書（様式第3）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により計画の変更申請があったときは、変更内容を審査検討し、第5条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく異なる変更があると認めるときは、同条の規定による決定を変更するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（廃止し、又は中止したときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書（様式第4）を提出しなければならない。

- 2 補助事業等の完了後に補助金等の交付申請を行うことについて次に掲げる理由その他のやむを得ない理由があると市長が認める補助事業等については、補助金等交付申請書兼実績報告書（様式第5）の提出をもって、第4条及び前項に規定する書類の提出に代えることができる。

- (1) 補助事業等の性格上、補助事業等を行う前に補助金等の交付申請を行うことができず、又は著しく困難であること。
- (2) 規格が指定されている物品の購入又は定期的な料金等の支払に対して補助金等を交付するものについて、当該補助金等の額、交付の目的等に照らし、補助事業等を行う前に補助金等の交付申請を行うこととした場合には補助事業者等に過大な負担を求めることとなること。

(補助金等の交付)

第9条 補助金等の交付は、前条の実績報告がなされた後にこれを行うものとする。

- 2 補助事業者等が補助金等の交付目的を達成するため、市長が特に必要と認めるときは、補助金等の全部又は一部を前渡しすることができる。

- 3 補助事業者等は、前2項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第6）を提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金等の返還）

第10条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。
- （2） 第5条第2項に規定する条件に違反したとき。
- （3） 第7条第1項又は第8条に規定する書類を提出しなかったとき。
- （4） 事業費の支出決算額が、予算額に比して著しく減少したとき。
- （5） 補助事業等に関する申請、報告及び施行等について不正があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金等の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金等があるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じなければならない。

（加算金及び延滞金）

第11条 補助事業者等は、前条第2項の規定により、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、安城市税外収入に係る延滞金に関する条例（昭和39年条例第13号）に定める額の延滞金を市に納付しなければならない。

- 5 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したものであるときは、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具その他の重要な財産で市長が定めるもの

2 市長は、前項に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することについて承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

3 補助事業者等は、第1項ただし書の規定の適用を受ける財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときは、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

(帳簿の備付け)

第13条 補助事業者等は、当該補助事業等の施行に関し必要な経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、補助事業等完了後、5年間保存しておかなければならない。

(検査)

第14条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業等の遂行の状況に関して報告を求め、必要な指示をし、又は当該職員に係る帳簿書類その他物件を調査させることができる。

2 前項の調査において、当該職員は、必要があると認めるときは、関係人に対する質問、現地調査等を行うことができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 10 日安城市規則第 8 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の安城市補助金等の予算執行に関する規則の規定により作成されている各様式については、改正後の安城市補助金等の予算執行に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成 2 年 7 月 10 日安城市規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日安城市規則第 18 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の安城市補助金等の予算執行に関する規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の安城市補助金等の予算執行に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 14 年 10 月 3 日安城市規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 12 日安城市規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 1 日安城市規則第 41 号）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の安城市補助金等の予算執行に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 11 条の規定は、施行日以後に補助金等の返還を命ぜられた補助事業等について適用し、施行日前に補助金等の返還を命ぜられた補助事業等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の安城市補助金等の予算執行に関する規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

安城市農業振興対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者、農業者の組織する団体その他農業の振興に寄与する者が行う農業振興対策事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する安城市農業振興対策事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、市内において補助事業を行う者で次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税を滞納している者（団体（法人を除く。）にあっては、当該団体の代表者が市税を滞納している者）

(2) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるもの

(3) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの

(4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

(5) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等と密接な関係を有するもの

(6) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(7) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りな

がら、これを利用するなどしていると認められるもの

(8) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるもの

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの（次条において「申請者」という。）は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 安城市税に関する納付状況資料閲覧同意書（様式第1）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定前着手)

第4条 補助事業のうち、あいち型産地パワーアップ事業、経営継承・発展支援事業、農地利用効率化等支援事業、地域農業構造転換支援事業又は新規就農者チャレンジ事業の申請者は、補助金の交付決定前に緊急やむを得ない事情により事業に着手せざるを得ない場合において、交付決定前着手届（様式第2）を市長に提出したときに限り、補助金の交付申請後から補助事業に着手することができる。

(事業遅延の報告)

第5条 補助事業者は、補助事業を予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第6条 市長は、必要に応じて補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第8条第1項の補助事業等実績報告書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 補助事業の完了後に補助金の交付の申請を行うことができるものとして別表に定める補助事業について、補助金の交付を受けようとする者は、当該申請をした日が属する年度の3月31日までに、規則第8条第2項の補助金等交付申請書兼実績報告書その他市長が必要と認める書類を提出することにより、第3条及び前項に規定する書類の提出に代えることができる。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格

又は効用の増加価格が単価 50 万円未満のものを除く。以下同じ。) を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより補助事業者収入があったときは、市長は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年５月１日から施行する。

別に定める補助対象事業内容及び補助率一覧

補助事業名	補助金の種類	事業内容	補助対象経費	補助額		備考
				間接	市	
市民ふれあい農園開設等支援事業	事業費	開設者が市民農園の開設又は改修のために実施する事業	市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）又は農園利用方式に基づくおおむね500㎡以上の市民農園の開設経費及び当該補助事業により開設した市民農園の改修経費であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの （1）農園整備費・施設整備費・広報費に限ること。 （2）5年間以上継続して開設し、運営すること。 （3）改修の場合は、開設した日の属する年度の翌年度末日までの間に、1回に限り補助上限額と補助実績額との差額を限度に追加補助することができるものとする。		補助対象経費の 1／2 に相当する額 （上限額80万円）	

様式

補助金等交付申請書

年 月 日

安 城 市 長

所 在 地.....

団 体 名.....

代表者氏名.....(※).....

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

補助金申請額 金.....円

市民ふれあい農園開設事業等 を行うため、補助金等の交付を受けたいので申請します。

事業 施行 場所 ・ 期間	安城市 地内 着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	事業 計 画 概 要	別紙「事業計画書」のとおり
事業 施行 理由 ・ 効果		予 算 額 調	【収入】 【支出】

補助事業等実績報告書

年 月 日

安 城 市 長

所 在 地.....

団 体 名.....

代表者氏名.....(※).....

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた
市民ふれあい農園開設事業等 が完了したので報告します。

施行場所	安城市	地内
施行期間	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
1 事業実績及び効果		
別紙「事業報告書」のとおり		
2 決算額調		
別紙「事業報告書」のとおり		

補助金等交付請求書

年 月 日 安 城 市 長 所 在 地..... 団 体 名..... 代表者氏名.....(※) (※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。	
請 求 金 額	金 円
補 助 事 業 名	
交 付 指 令 年 月 日 〔変更前交付指令年月日〕	年 月 日 指 令 第 号 [年 月 日 指 令 第 号]
交 付 決 定 額	円
交付決定額のうち受領済額	円
請求の根拠	

受 取 人	振込先は次の口座を指定します。										
	金 融 機 関 名	銀 行 店 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 所									
	預 金 種 別	1 普 通	2 当 座	4 貯 蓄	口 座 番 号						
	(フリガナ)										
	口 座 名 義 人										

事業計画書

年 月 日

開設主体		
農園の名称		
土地の所在地 地目・地積 (㎡)		安城市 町 登記： 現況： 地積 ㎡
土地所有者 (賃借権設定の場合)		住所 氏名
工 期		年 月 日 ～ 年 月 日
開設予定日		年 月 日
事業 内容	農園整備費 (項目・円)	
	施設整備費 (項目・円)	
	広 報 費 (項目・円)	
利用条件		区画数 _____ 1 区画の面積 _____㎡ 利用料金 _____円／年 利用期間 _____年間
募集・選考方法		
栽培指導・講習 計画		
交流イベント 計画		
管理運営方法		

*添付書類：位置図（1/2500 都市計画基本図）、公図又は土地整備図、施設施設計画平面図、土地登記事項証明書（全部事項証明書）、事業費見積書写し、認定通知写し（市民農園整備促進法による場合）又は承認通知写し（特定農地貸付法又は都市農地貸借法（都市農地貸付け）による場合）

事業報告書

年 月 日

開設主体		
農園の名称		
土地の所在地 地目・地積 (㎡)		安城市 町 登記： 現況： 地積 ㎡
工 期		年 月 日 ～ 年 月 日
開設日		年 月 日
決算額 (円)	収入	
	支出	
事業実績 (支出明細)	農園整備費 (項目・円)	
	施設整備費 (項目・円)	
	広報費 (項目・円)	
事業効果		

*添付書類：施設の写真、事業費の請求書及び領収書の写し

要綱様式第1（第3条関係）

安城市税に関する納付状況資料閲覧同意書

年 月 日

安城市長

申請者

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名） (※)

生年月日（個人に限る。） 年 月 日

電話番号（連絡先） () ー

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、安城市農業振興対策事業（市民ふれあい農園開設等支援事業）の補助金交付申請の審査資料として、安城市長が安城市税に関する納付状況資料を閲覧することに同意します。

市民ふれあい農園開設等支援事業

補助金の手引き

(令和 8 年 5 月)

安城市役所 産業部 農務課

〒446-8501 安城市桜町 18 番 23 号

TEL 0566-76-1111 FAX 0566-76-1112